

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月12日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/mynumber_dokuji01.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/mynumber_dokuji01.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの(標準修業年限超過者等就学支援金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1の10の項 国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第1条	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱 第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	【青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱】 県は、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第3条第1項の受給資格を有する者(以下「就学支援金受給資格者」という。)のうち、休学、留学、病気療養その他やむを得ない事由(以下「やむを得ない事由」という。)により支給期間である36月(定時制・通信制は48月)を経過する者又は履修単位数の合計を超える者、青森県立高等学校学び直し支援金実施要綱(以下「学び直し支援金実施要綱」という。)第3第1号から第6号までの受給資格を有する者(以下「学び直し支援金受給資格者」という。)のうち、やむを得ない事由により支給期間である24月を経過する者又は支給限度額を超える者に対して、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金(以下「超過者支援金」という。)を支給することとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱